

令和7年度の地域枠について【島根大学】

1 地域枠の設定数

22 (地域枠10、緊急医師確保対策枠9、県内定着枠3)

2 従事要件

入学枠	<p>① 島根大学医学部附属病院を含む島根県内の病院の臨床研修プログラムにより、初期研修及び専門研修を受けること。</p> <p>② 医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から12年を経過する日までの間に、①の期間を含めて9年間キャリア形成プログラムで規定する指定医療機関（うち4年以上は特定地域医療機関）で医師の業務に従事すること。</p>
奨学金	<p>【貸与総額】 10,696,800円 (修学費 100,000円／月、授業料相当額 535,800円／年、入学金相当額 282,000円)</p> <p>【返還免除条件】 医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から12年を経過する日までの間に、指定医療機関で初期研修を受け、かつ、その期間を含めて9年間指定医療機関（うち4年以上は特定地域医療機関）で医師の業務に従事</p>

※卒業後は、キャリア形成プログラムに参加

3 キャリア形成プログラムの内容（資料3参照）

4 地域定着策

寄附講座の設置、しまね地域医療支援センターの設置、地域医療実習の実施等

5 上記を進めるための都道府県から大学への経済的支援

(1) 専攻医確保・養成事業

医師の地域偏在の解消に寄与する新専門研修プログラムに関して、島根大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター専門研修部門が実施する取組に対する支援

(2) 寄附講座の設置

地域医療を志す医学生を対象に地域医療実習など地域医療に関する講座を実施

6 離脱要件

(1) 死亡したとき。

(2) 退学等により、医学科の教育課程を修了する見込みがなくなったとき。

(3) 医師国家試験の不合格により、医師になることを断念したとき(注1)。

(4) その他、(1)から(3)に準ずるやむを得ない事由(注2)があるとして、県及び大学が地域医療対策協議会（島根県地域医療支援会議）に協議した上で離脱を承認したとき。

(注1) (3)により離脱したのち、他の入学枠に基づく医学科の教育課程を修了することなく医師国家試験に合格したことが判明した場合は、離脱承認を取り消す。この場合、当該入学枠卒業医師として2に掲げる従事要件を履行する。

(注2) 心身故障のうち、回復の見込みがない場合を想定している。

令和7年度の地域枠について【鳥取大学】

1 地域枠の設定数

5 (島根県枠 5)

2 従事要件

入学枠	<p>① 島根県内の病院の臨床研修プログラムにより初期臨床研修を受けること</p> <p>② 医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から 12 年を経過する日までの間に、①の期間を含めて 9 年間キャリア形成プログラムで規定する指定医療機関（うち 4 年以上は特定地域医療機関）で医師の業務に従事すること。</p>
奨学金	<p>【貸与総額】 10, 696, 800 円 (修学費 100,000 円／月、授業料相当額 535,800 円／年、入学金相当額 282,000 円)</p> <p>【返還免除条件】 医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から 12 年を経過する日までの間に、指定医療機関で初期研修を受け、かつ、その期間を含めて 9 年間指定医療機関（うち 4 年以上は特定地域医療機関）で医師の業務に従事</p>

※卒業後は、キャリア形成プログラムに参加

3 キャリア形成プログラムの内容（資料 3 参照）

4 地域定着策

しまね地域医療支援センターの設置、地域医療実習の実施等

5 上記を進めるための都道府県から大学への経済的支援

(1) 地域勤務医師育成支援事業

研修・教育環境の整備、地域医療教育の充実に対する支援

6 離脱要件

(1) 死亡したとき。

(2) 退学等により、医学科の教育課程を修了する見込みがなくなったとき。

(3) 医師国家試験の不合格により、医師になることを断念したとき(注1)。

(4) その他、(1) から (3) に準ずるやむを得ない事由(注2)があるとして、県及び大学が地域医療対策協議会（島根県地域医療支援会議）に協議した上で離脱を承認したとき。

(注1) (3) により離脱したのち、他の入学枠に基づく医学科の教育課程を修了することなく医師国家試験に合格したことが判明した場合は、離脱承認を取り消す。この場合、当該入学枠卒業医師として2に掲げる従事要件を履行する。

(注2) 心身故障のうち、回復の見込みがない場合を想定している。

令和7年度医学部臨時定員に係る方針について

- 令和元年6月に取りまとめられた、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、「2022年度以降の医学部定員について、定期的に医師需給推計を行った上で、医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。」とされた。
- その後、「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会第5次中間とりまとめ」において医学部定員減員に向けた検討の必要性や、恒久定員内の地域枠設置の重要性等が示され、本ワーキンググループにおいても、地域枠等の恒久定員内への設置の方針について検討が行われた。
- 一方で、令和6年度の医学部定員については、前年度比増が続く結果となっていることから、長期的な方向性と整合的となるよう、令和7年度の医学部臨時定員を精査する。
- このため、令和7年度の医学部臨時定員については、新たな「医師確保計画策定ガイドライン」で示された方針も踏まえ、
 - ・各都道府県に対して、積極的に恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置についての大学との調整の開始を促した上で、
 - ・臨時定員全体の必要性を十分に精査し、とりわけ前年度比増となる意向については、当該都道府県の医師偏在指標や地域枠医師の配置・運用状況、医師養成過程における教育・研修環境の体制、医学部定員の欠員状況等を慎重かつ丁寧に精査し、
 - ・必要に応じ、臨時定員を希望する都道府県・大学に対し、臨時定員の必要性について有識者も含めた検討の場でヒアリングを実施する等、地域における医師の確保に真に必要な範囲で臨時定員の設置を認めることとした上で、
 - ・令和元年度の医学部総定員数（9,420人）を上限とし、令和6年度の枠組みを暫定的に維持することとする。
- 令和8年度以降の医学部臨時定員については、各都道府県・大学の医師確保の現状を踏まえた臨時定員の設置の方針も含めて、改めて検討する。